

# 大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例

〔平成 19 年 7 月 26 日〕  
〔大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 18 号〕

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 3 項の規定に基づき、大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会を設置する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（大阪府後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部改正）

2 大阪府後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成 19 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び監査委員」を「、監査委員及び公平委員会」に改める。

第 2 条第 1 項に第 5 号として次の 1 号を加える。

（5）公平委員会の事務部局の職員 5 人

第 2 条第 2 項中「第 4 号」を「第 5 号」に改める。